

○ 復興道路の早期整備に向けて

※PPP:Public Private Partnership
(官民連携、公民協働の意)

1. 事業促進PPPの導入

事業促進PPPの目的、事業促進PPPの概要、
民間技術者チームに求められる体制

2. 企業の参加資格要件等

参加資格、実績要件

3. 担当技術者の参加資格要件等

管理技術者及び主任技術者等の要件

4. 中立性・公平性の確保

中立性・公平性

5. 業務環境、経費等

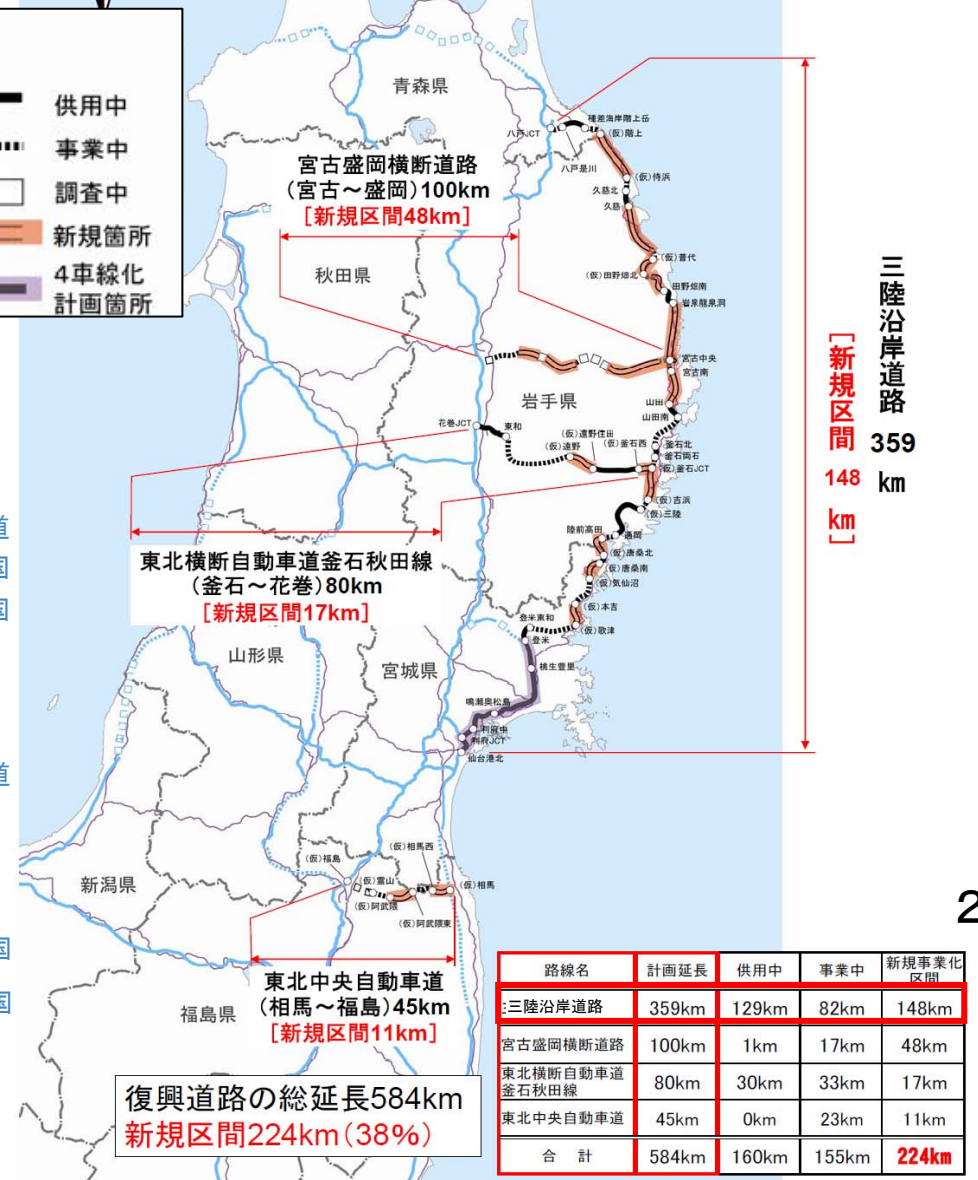
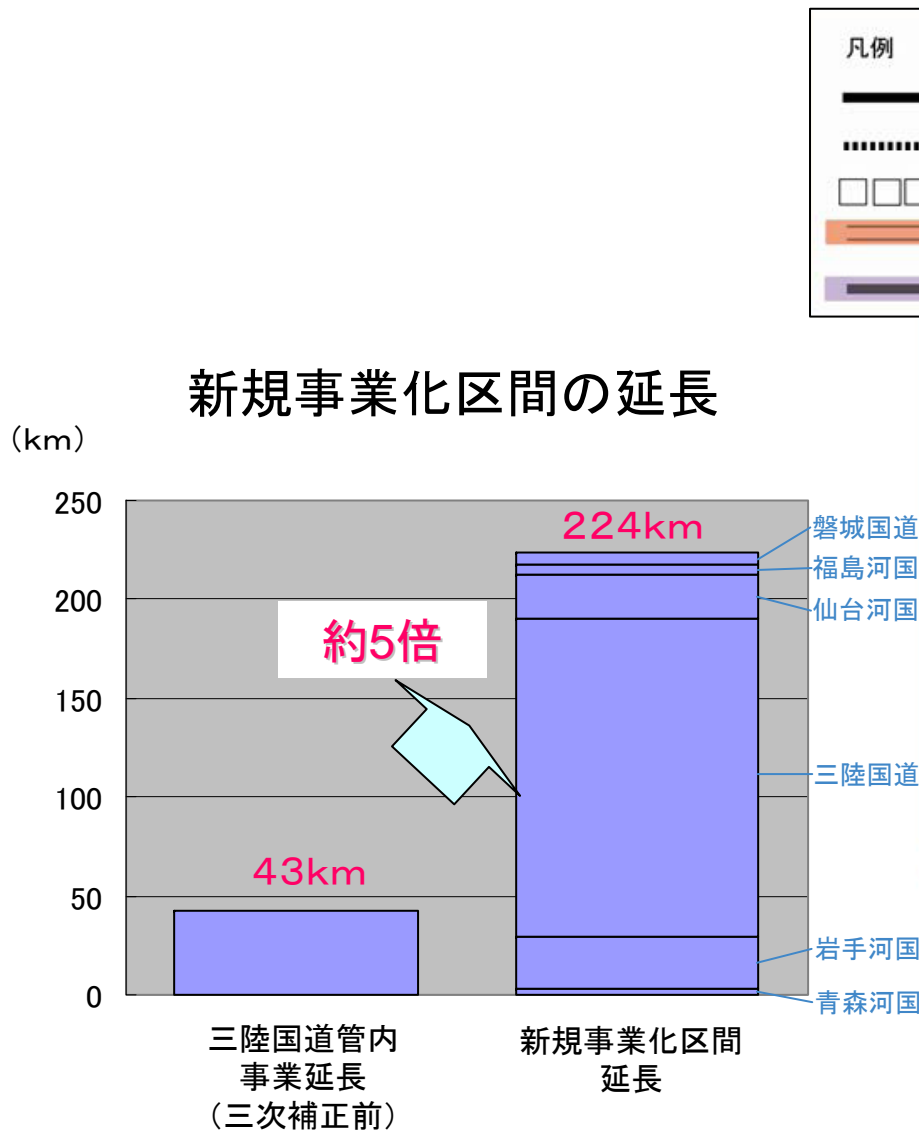
執務場所、業務に必要な物品・消耗品等

6. 業務内容

7. その他

復興道路の早期整備 膨大な復興道路の事業

○新規事業化区間は、従来の三陸国道事務所の約5個分の事業量。



○復興道路の早期整備に向けて、**総合的な対策**を実施。

1. 合意形成

- ・国と地域が一体となった事業推進(復興道路会議)
- ・進捗状況の積極的公表

2. 事業執行体制の強化

- ・地整内、全国からの応援部隊投入【道路事業へ42名】(総勢97名)
- ・新規事業化区間への「**事業促進PPP**(※)」の導入
- ・関係機関の協力強化(用地取得、埋蔵文化財など)

(※)PPP:Public Private Partnership

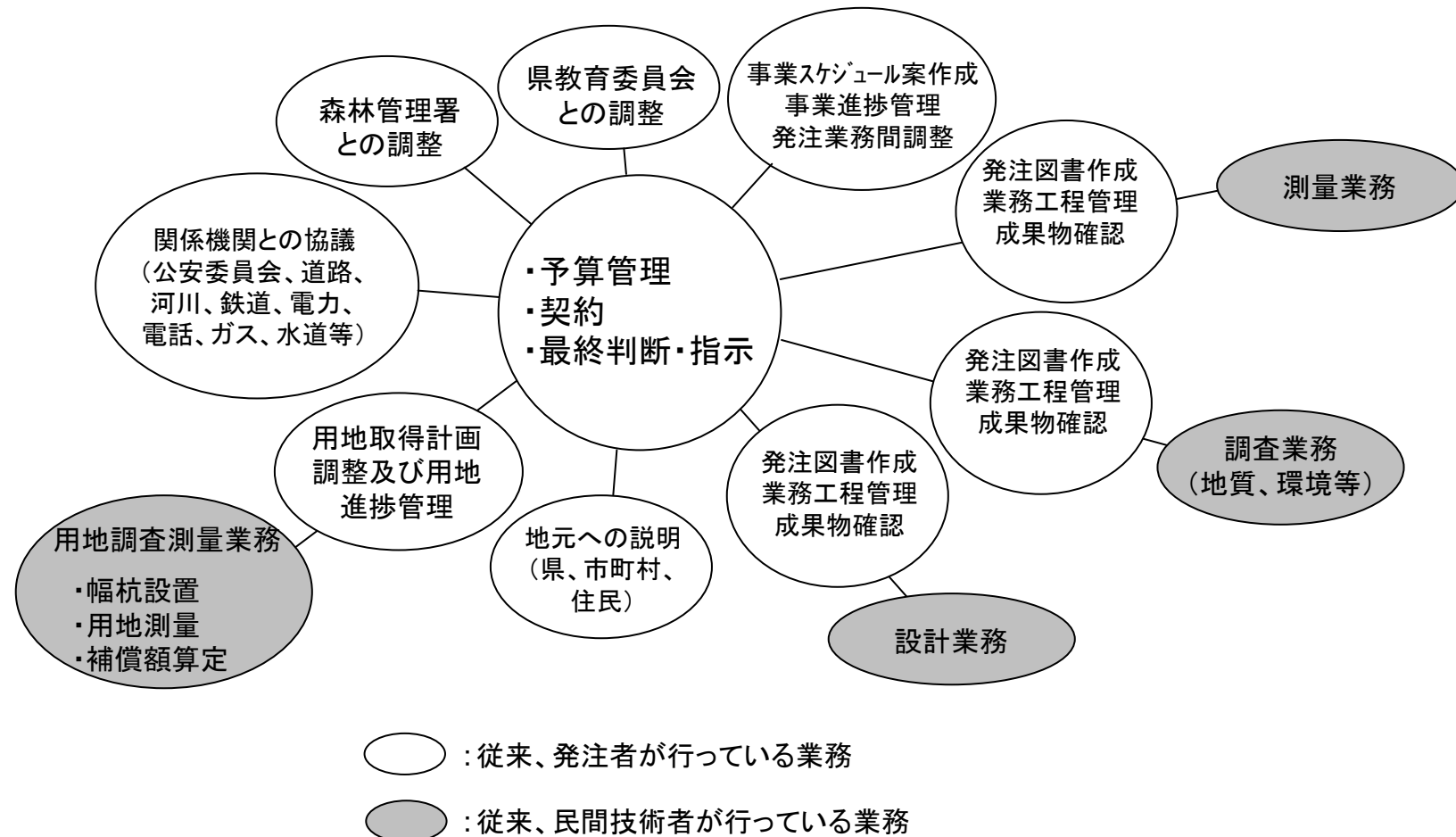
3. 入札・契約の工夫

- ・手続きの簡素化
総合評価の簡略化(技術提案数の減)、期間の短縮(土日含)
- ・発注ロットの大型化
トンネル工事、橋梁上下部工工事、舗装工事の大型化
- ・復興JV制度の創設
被災3県の企業と被災地域外の企業との共同企業体

4. 事業環境の整備

- ・発注者間および発注者と業界、資材生産側との密接な連絡調整
- ・労務費・資材の高騰に対応する単価改訂と請負代金額の変更

- 新規事業化区間において、今後、工事着手までの2～3年の間に、**膨大な業務**（調査・設計、協議・調整、用地取得等）**の実施が必要**。
- 従来から行っている発注者の業務範囲を、**発注者だけで実施することは困難**。
- そのため事業促進PPPを導入し、官民が連携して新規事業化区間の業務を実施。



1. 事業促進PPPの導入

(1) 事業促進PPPの概要

○事業促進PPPでは、民間技術者チームが、従来、発注者の行ってきた協議調整等の 施工前の業務を発注者と一体となって実施

施工前段階の業務内容

【発注者】

法制度等により発注者の実施が必要な領域

- ・予算管理
- ・契約
- ・最終判断
- ・指示 など

新たに民間においても実施可能とする領域(※)

- ・事業進捗管理
- ・業務工程管理
- ・地元への説明
- ・関係機関との協議・調整
- ・用地取得計画調整 など

【民間技術者】

既に民間に委託していた領域

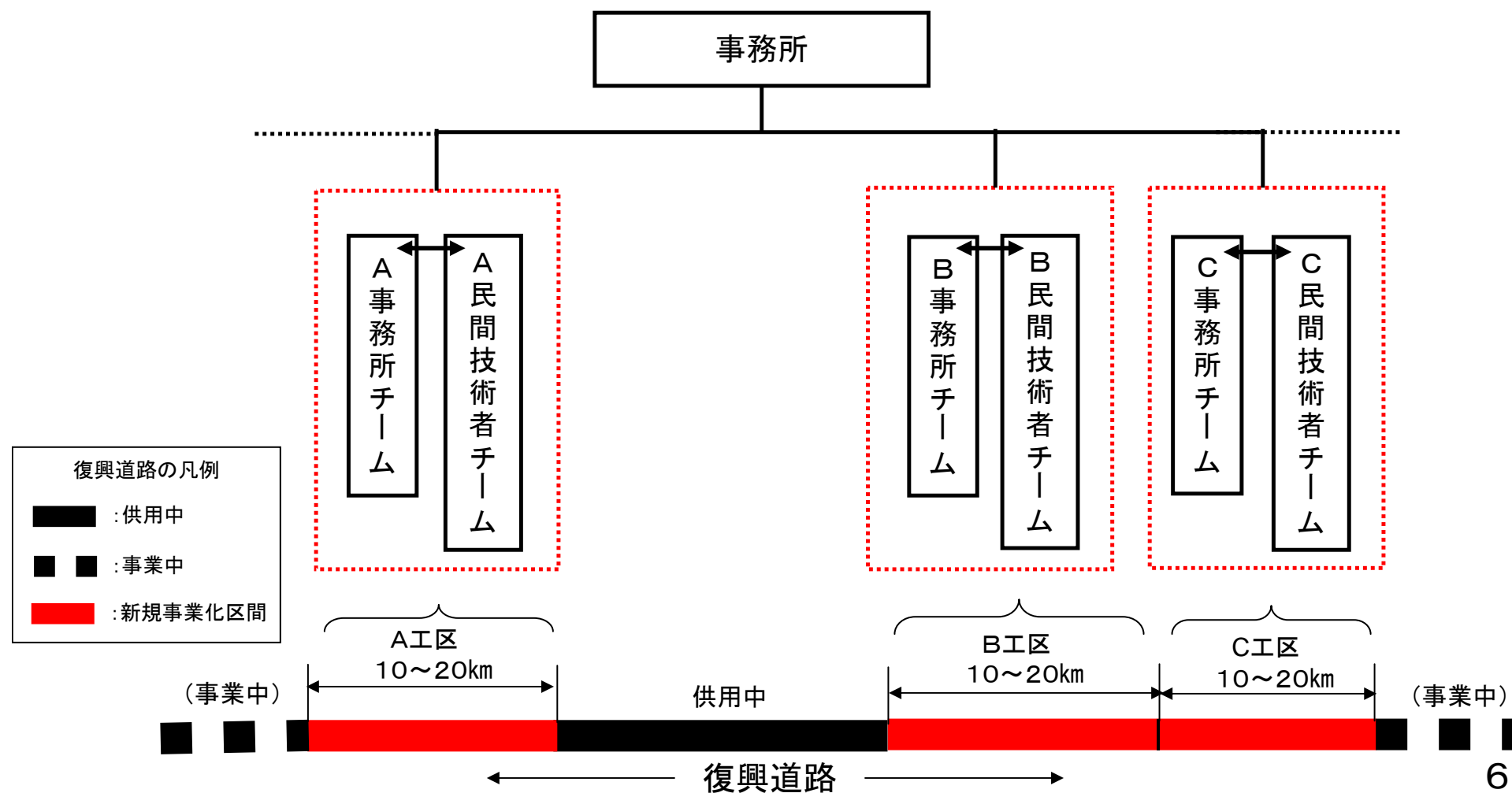
- ・測量業務
- ・調査業務
- ・設計業務
- ・用地調査業務 など

※PPPに委ねる業務内容については、発注者と民間が協議して判断。ただし、最終的な責任は発注者がとる。 5

1. 事業促進PPPの導入

(2) 復興道路事業の推進体制

- 新規事業化区間を概ね10~20km毎に工区分けし、各工区毎に民間技術者チームを配置。
- 民間技術者チームは事務所チームと連携し、業務を実施。



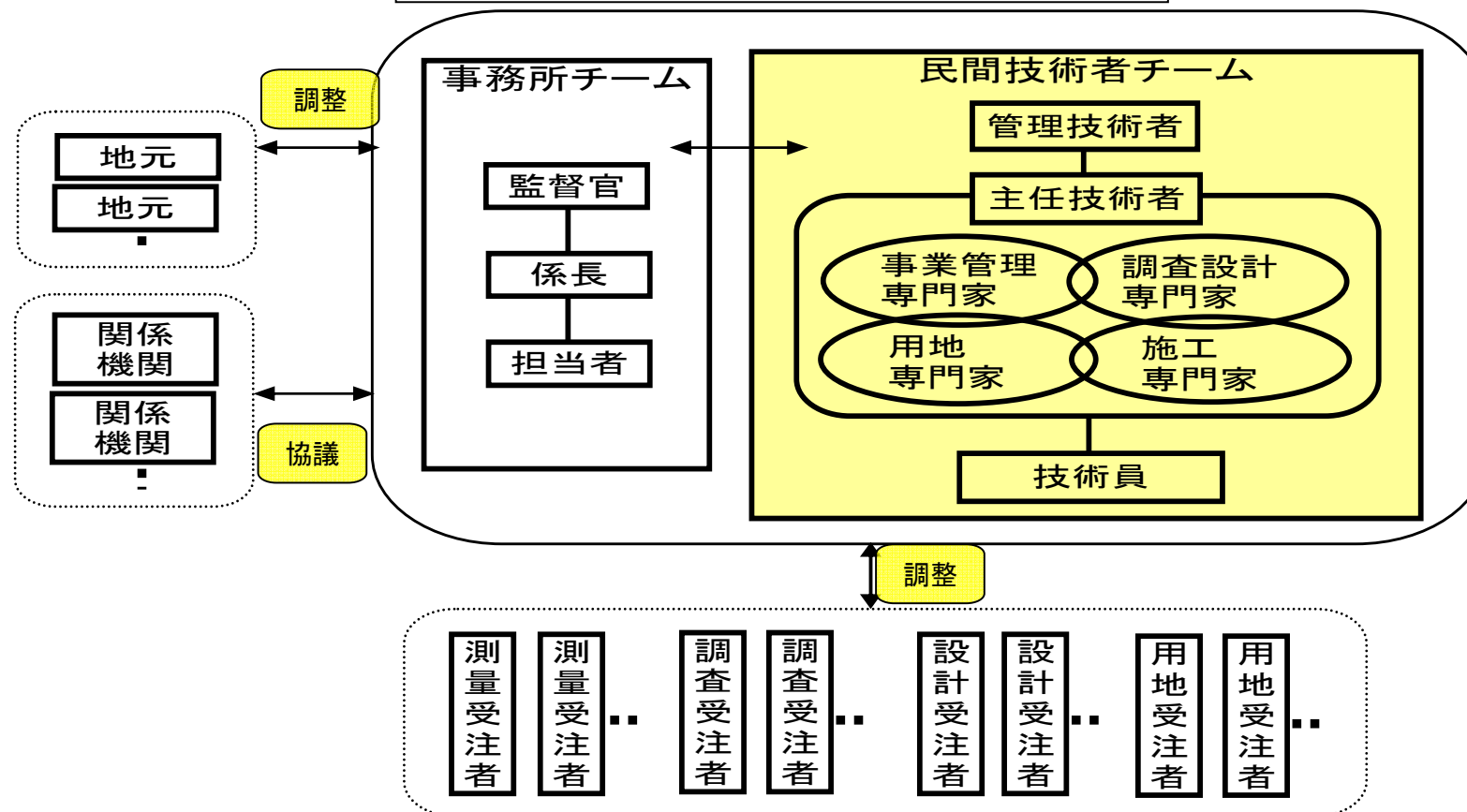
1. 事業促進PPPの導入

(3) 事業実施体制

○民間技術者チームは、「事業管理」、「調査・設計」、「用地」、「施工」等のエキスパート(専門家)で構成

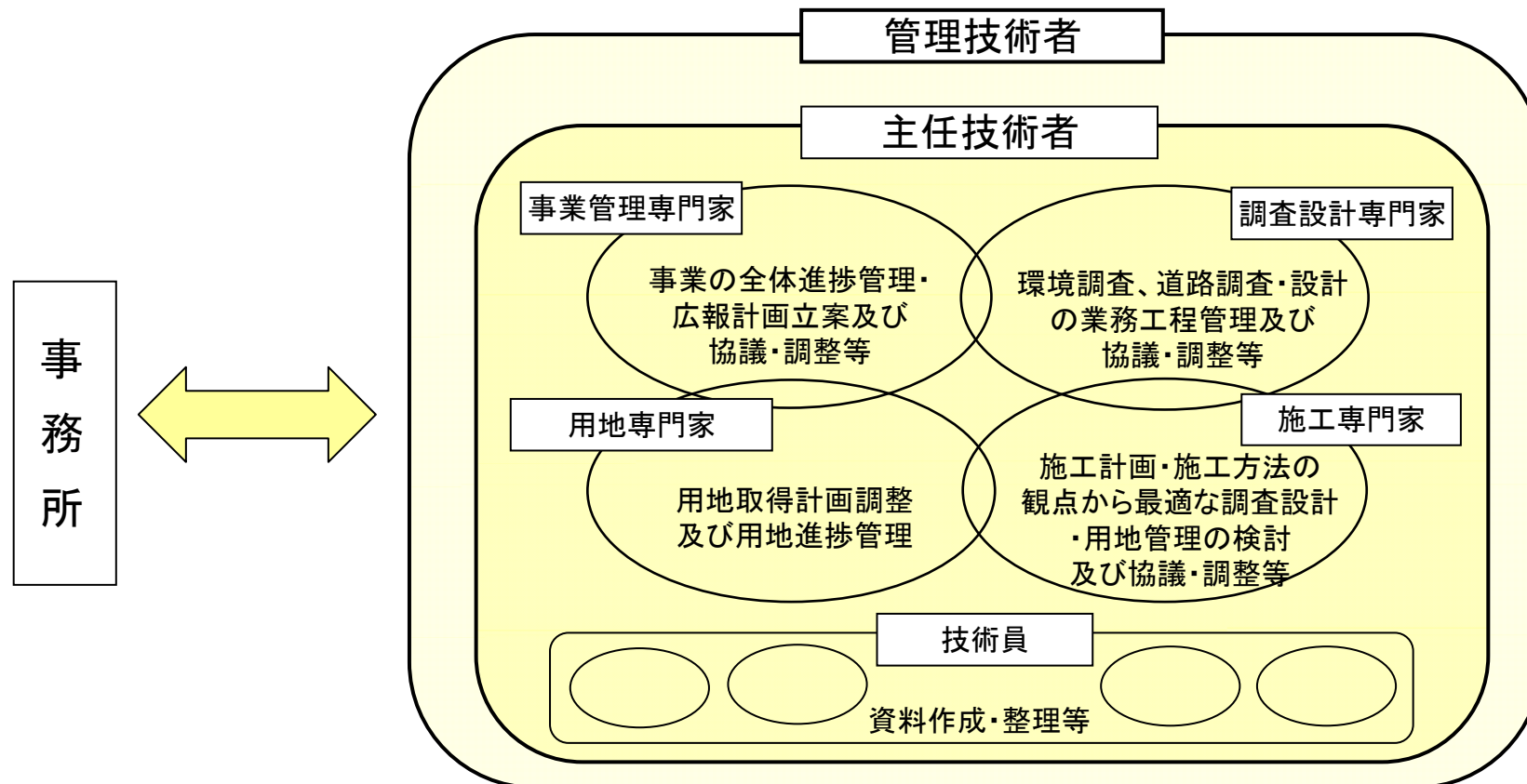
○それぞれが連携しながら、全体の最適な進め方を検討・実施。

「事業促進PPP」導入後の事業体制



(4) 民間技術者チームに求められる体制

- 民間技術者チームは、「事業管理」、「調査・設計」、「用地」、「施工」の4つの分野のエキスパートが一同に会し、知識・経験を集約できる体制とする。
- 「事業管理」、「調査・設計」、「用地」、「施工」に関する各業務の状況を考慮しつつ、同時並行的に行うことが出来る体制を確保する。



1. 事業促進PPP促進の導入

(5) 事業促進PPPの目的

[復興事業の早期完成のためのポイント]

- ・ 一日も早い復興事業の完成のために、新規事業区間において、いかに早く着工できるか、限られた体制で測量、調査、設計、用地取得等をいかに効率的に実施できるかが鍵。

[事業促進PPPの目的]

- ・ 復興事業の促進を図るため、初めて導入する事業促進PPPは、川上業務を対象に官民がパートナーを組み、官民双方の技術・経験を活かしながら効率的なマネジメントを行うことにより事業の促進を図ろうとするもの。

2. 企業の参加資格要件等

(1) 参加資格(案)

1) 入札参加希望者の形態

企業単体または設計共同体(JV)

2) 単体企業の場合

土木関係コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、一般土木工事の参加資格を有している方の参加は可能である。

ただし、土木関係コンサルタント業務の登録をしていない方は、参加表明書の提出期限までに、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争参加資格申請が受理されていること。

3) 設計共同体(JV)の場合 (構成員数の制限はしない)

以下のいずれかの資格を有する者により構成される設計共同体。

なお、構成員のいずれかが下記①の資格を有していること。

(詳細については、別途掲示予定の「競争参加者の資格に関する公示」を参照)

- ①土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格
- ②一般土木工事に係る一般競争参加資格
- ③補償関係コンサルタント業務に係る一般競争参加資格

(2) 実績要件(案)

平成8年度以降、下記のいずれかの実績を有すること(平成23年度完了予定も対象に含む)。

なお、設計共同体(JV)の場合は、代表者は下記のいずれか一つ以上の要件を満たすこと。

- 1) 自動車専用道路又は一般国道の調査・設計業務に関する実績
- 2) 自動車専用道路又は一般国道の新設または改築工事に関する実績
- 3) 公共事業の用地調査等業務(用地測量、物件調査算定、補償説明に関するいずれかの業務)に関する実績
- 4) 自動車専用道路又は一般国道に関するPMまたはCMの実績

(2) 実績要件(案)

【PM・CMの定義】

[PM]・・・PM：プロジェクト・マネジメント

事業を効率的に進めるために、事業工程管理、懸案事項管理、事業費管理、用地取得管理などを行うマネジメント業務の総称

[CM]・・・CM：コンストラクション・マネジメント

工事の円滑な履行のため、施工段階において、工程管理、施工管理、品質管理、コスト管理、工事間施工調整などを行うマネジメント業務の総称

(3) その他

- 1) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- 2) 設計共同体の場合に、業務の分担構成が不明確でなく、必要以上に細分化されていないこと。
- 3) 業務の実施過程で知り得た内容については、他工区の業務受注者などの第三者に漏らしてはならない。
- 4) 本業務の技術者として、現在履行中の業務の技術者を配置する場合には、現在履行中の業務に対し同等の技術者を配置すること。（発注者の了解が必要。東北地方整備局管内の業務。）

3. 担当技術者の参加資格要件等

(1) 管理技術者の要件(案)

[要件] . . . 以下のいずれかに該当すること (資格は規定しない)

- 1) 道路に関する技術者としての実務経験を10年以上有し、その実務経験の中で、以下に示すいずれかの経験を有すること。
 - ①自動車専用道路または一般国道の調査・設計業務に関し、指導的立場(※1)で従事した経験(1業務以上)を有すること
 - ②自動車専用道路または一般国道の新設または改築工事に関し、指導的立場(※1)で従事した経験(1工事以上)を有すること
- 2) 自動車専用道路または一般国道のPM(プロジェクト・マネジメント)またはCM(コンストラクション・マネジメント)に指導的立場(※1)で従事した経験を有すること
- 3) 道路分野において十分な技術的実務経験(※2)を有すること

3. 担当技術者の参加資格要件等

(1) 管理技術者の要件(案)

※1：「指導的立場」とは、以下の立場をいう。

- 1) 調査・設計業務の場合には、管理技術者（当該業務に係る契約の履行に関する管理及び統括を行うものをいう。）の立場をいう。
- 2) 工事の場合には、主任技術者、監理技術者の立場をいう。
- 3) PMまたはCMの場合には、当該業務の履行に関する管理及び統括を行うものをいう。

※2：十分な技術的実務経験とは、道路分野における20年以上の技術的実務経験、または、道路分野における論文、委員会活動等の優れた実績をいう。

3. 担当技術者の参加資格要件等

(1) 管理技術者の要件(案)

- 1) 管理技術者は非専任、非常駐とする。
ただし、週1回以上、現地で打合せを行う。
- 2) 管理技術者は、業務の履行期間中、業務の受注企業と直接的雇用関係がなければならない。
- 3) 設計共同体の場合は、代表者が管理技術者を配置する。
- 4) 管理技術者は、主任技術者との兼務が可能。
- 5) 他工区の管理技術者との兼務は認めないが、他業務は、手持ち制限の範囲内であれば可能。

(2) 主任技術者に求められる能力

○主任技術者は、個別の業務を主体的に担当し実務にあたる技術者。
分野に応じて下記に示す能力が必要。

「事業管理」 専門家 事業の全体進捗管理等に精通

「調査・設計」 専門家 環境調査、道路調査・設計
等に精通

「用地」 専門家 用地取得計画調整等に精通

「施工」 専門家 道路・橋梁・トンネル等の
施工計画・施工方法等に精通

(3) 主任技術者の要件(案)

1) 以下の4つの業務に同時に対応できる体制を整える。

「事業管理に関する業務」

「調査・設計に関する業務」

「用地に関する業務」

「施工に関する業務」

2) 主任技術者は、専任とし、現場に常駐する。

3) 主任技術者は、いずれの主任技術者とも兼務はできない。

3. 担当技術者の参加資格要件等

(4) 主任技術者(事業管理)の要件(案)

[実務経験] . . . 下記のいずれかに該当すること

- 1) 道路に関する技術者としての実務経験を10年以上有し、その実務経験の中で、以下に示すいずれかの経験を有すること。
 - ①自動車専用道路または一般国道の調査・設計業務に従事した経験（1業務以上）を有すること
 - ②自動車専用道路または一般国道の新設または改築工事に従事した経験（1工事以上）を有すること
- 2) 自動車専用道路または一般国道に関するPM（プロジェクト・マネジメント）又はCM（コンストラクション・マネジメント）に従事した経験を通算して2年以上有すること
- 3) 道路分野において十分な技術的実務経験（※1）を有すること

※1：十分な技術的実務経験とは、道路分野における20年以上の技術的実務経験、または、道路分野における論文、委員会活動等の優れた実績をいう。

3. 担当技術者の参加資格要件等

(4) 主任技術者(事業管理)の要件(案)

[資格要件] . . . 下記のいずれかに該当すること

- 1) 技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門（選択科目を土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、道路、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境のいずれかとする））
- 2) 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会 1 級技術者
- 3) R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）
- 4) 1級土木施工管理技士
- 5) 公共工事品質確保技術者（I）

(5) 主任技術者(調査・設計)の要件(案)

[実務経験] . . . 下記に該当すること

道路に関する技術者としての実務経験を10年以上有し、かつ自動車専用道路または一般国道の調査・設計業務に従事した経験（1業務以上）を有すること

[資格要件] . . . 下記のいずれかに該当すること

- 1) 技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門（選択科目を土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、道路、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境のいずれかとする））
- 2) 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- 3) R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）
- 4) 1級土木施工管理技士

(6) 主任技術者(用地)の要件(案)

[要件] . . . 下記のいずれかに該当すること

- 1) 補償業務管理士（8部門のうちいずれかの部門）
- 2) 用地業務（※1）に関する実務経験を10年以上有すること

※1：「用地業務」とは、補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に定める別表に掲げる登録部門に関する業務をいう。

3. 担当技術者の参加資格要件等

(7) 主任技術者(施工)の要件(案)

[実務経験]…下記に該当すること

道路に関する技術者としての実務経験を10年以上有し、かつ自動車専用道路または一般国道の新設または改築工事に関する実務経験(1工事以上)を有すること

[資格要件]…下記のいずれかに該当すること

- 1) 技術士(総合技術監理部門(建設)または建設部門(選択科目を土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、道路、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境のいずれかとする))
- 2) 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- 3) RCCM(技術士部門と同様の部門に限る)
- 4) 1級土木施工管理技士

3. 担当技術者の参加資格要件等

(8) 技術員の要件(案)

- 1) 資格及び実務経験については規定しない
- 2) 専任とし、現場に常駐する

(9) その他の要件

- 1) 管理技術者、主任技術者及び技術員は、下記条件を全て満たす場合は変更を認めるものとする。
 - ①後任技術者について、前任技術者と同等の資格及び実務経験を有する技術者であること。
 - ②発注者が認めた者であること。
- 2) 地域精通者は特に規定しない。
ただし、技術提案を特定するための評価項目である実施体制において評価する。

4. 中立性・公平性の確保

(1) 中立・公平性

- 1) 本業務の参加表明者及び参加表明者と資本面・人事面で関係がある者が、本業務の担当工区の範囲内の業務を既に受注している場合においても、本業務の入札に参加できる。

ただし、中立・公平性を確保するため、同一工区内において、本業務受注者及び本業務受注者と資本面・人事面で関係がある者が受注している業務については、本業務受注者の業務範囲の対象外とする。

(1) 中立・公平性

2) 業務・工事等に関する事後制限(※参加資格には該当しない)

本業務受注者及び本業務受注者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の担当工区の範囲内の業務または工事等（本契約以降に発注されるものに限る）の入札に参加してはならない。

また、業務の技術者の出向・派遣元及び、出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の履行場所の範囲内の業務及び工事等（本契約以降に発注されるものに限る）の入札に参加してはならない。

ただし、発注者支援業務等については、事後制限の対象から除外する。

(1) 執務場所、物品・消耗品、業務概算額等

1) 執務場所

執務場所は、〇〇事務所庁舎内を予定。

ただし、別途、詰所等の必要が生じた場合には、借上げ費用・期間等について別途協議する。

2) 業務に必要なパソコン・プリンター等の物品、消耗品等

業務に必要なパソコン・プリンター、机・椅子等の物品及び消耗品等にかかる費用を計上。

ただし、受注者の責任において準備。

3) 業務に必要な自動車

現場内移動にかかる経費としてライトバン運転を計上。

ただし、業務に必要な自動車は受注者の責任において準備。

4) 業務の概算額

入札説明書において提示予定。

(2) 現場説明事項

1) 本業務における監理業務者の配置

管理技術者	○名	(○○○人日)
主任技術者	○名	(○,	○○○人日)
技術員	○名	(○,	○○○人日)

2) 現場業務遂行に係わる旅費（対象：管理技術者）を次のとおり計上。

管理技術者	○○○日
-------	------

3) 滞在費として、監理業務遂行に係わる宿泊費（対象：主任技術者、技術員）を次のとおり計上。

主任技術者	○○○日
技術員	○○○日

(2) 現場説明事項

- 4) 現場内移動に係わる経費として、1日当たり2時間程度のライトバン運転を〇〇〇日分計上。
- 5) 本業務の執務室（〇〇事務所庁舎内）については、平成24年〇月〇日に使用できる予定。
- 6) 業務の遂行に必要となる詰所等の必要が生じた場合は、借上げ費用及び期間等について別途協議の上、設計変更の対象とする。
- 7) 〇A機器賃貸料として、パソコン（CAD有り）〇〇月分、パソコンCAD無し）〇〇月分、カラー複写機・複合機〇〇月分を計上。

(3) 参考資料

1) 監理業務者の職種区分

管理技術者	○ ○ ○ ○
主任技術者	○ ○ ○ ○
技 術 員	○ ○ ○ ○

- 2) その他原価の割合 $\alpha = 0\%$
一般管理費等の割合 $\beta = 0\%$

α : 業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合

β : 業務価格に占める一般管理費等の割合

※ 設計図書の外に提示する「見積参考資料」は、現場説明参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意。

(4) 契約変更

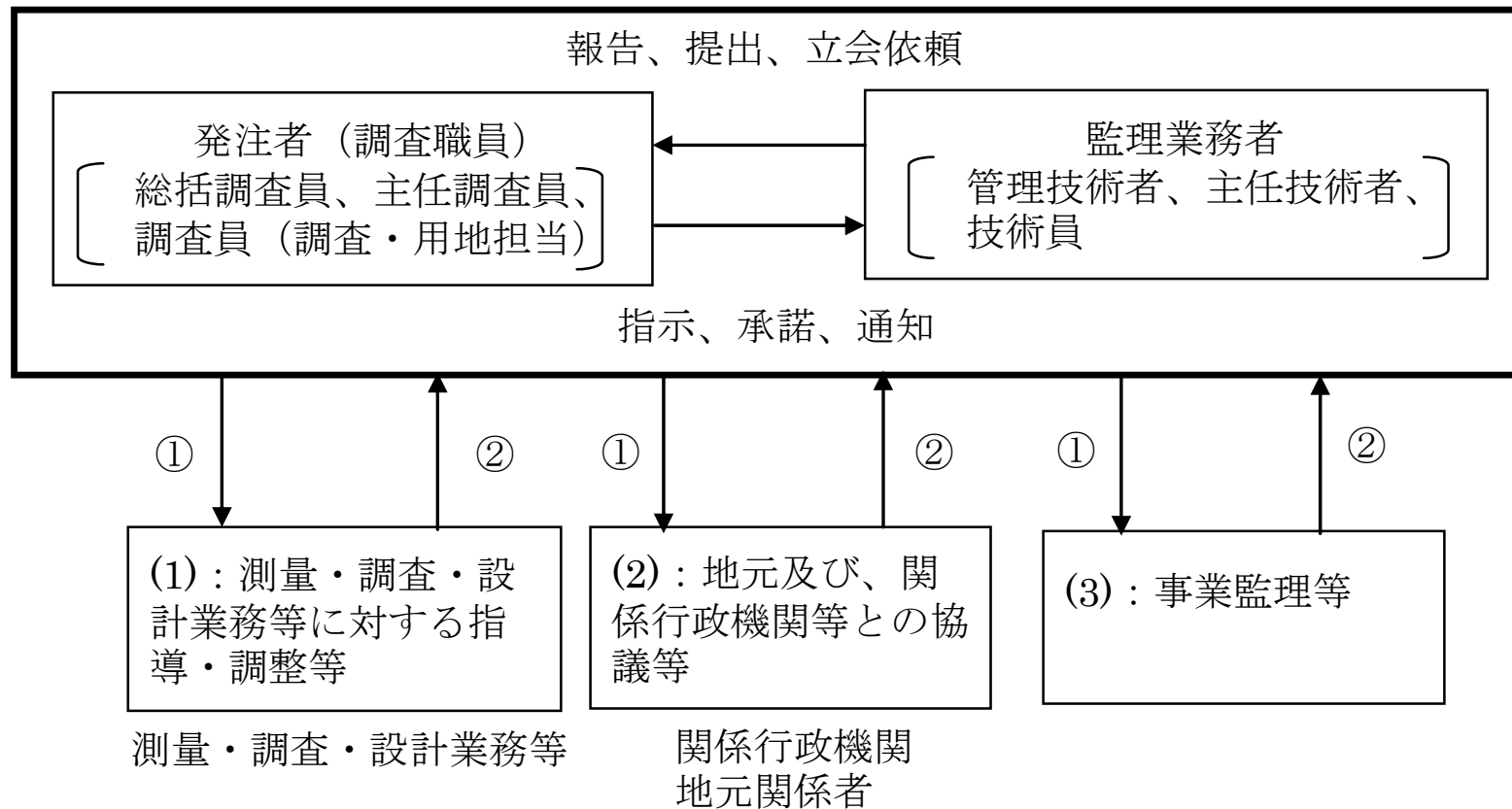
1) 発注者は、以下の場合において、業務委託契約の変更を行う。

- ① 委託料に変更を生じる場合
- ② 履行期間の変更を行う場合
- ③ 調査職員と監理業務者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合。

また、人数の変更など体制自体が変更になる場合は、発注者と業務受注者の協議により変更する。

(1) 事業促進PPPの体制

1) 監理業務の体系



①指示、指示(伝達)、承諾(伝達)、報告、協議調整、説明

②協議、報告、提出、立会依頼、承諾、意見、要望、苦情

(2) 発注者と民間技術者の業務分担

- 2) 監理業務受注者は、次項の業務内容について発注者と一体となって業務を遂行する。

ただし、予算管理、契約に関する事項、業務に関する最終判断及び指示等については、発注者の権限とする。

- 3) 業務の実施にあたっては、発注者の全体的な管理の下、密接に連携して以下の業務を分担・協力して実施する。

分担内容、協力内容については、発注者と調整のうえ決定し実施する。

(3) 事業促進PPPの業務内容(案)

1. 本業務は、担当工区に係る

「測量・調査・設計業務等に対する指導・調整等」

「地元及び、関係行政機関等との協議等」

「事業監理等」

を行う。

(3) 事業促進PPPの業務内容(案)

- 1) 測量・調査・設計業務等に対する指導・調整等
 - ① 設計方針の調整
 - ② 工程の把握及び調整
 - ③ 測量・調査・設計業務等の指導・助言
 - ④ 測量・調査・設計業務の指示協議等
 - ⑤ 測量・調査・設計業務成果内容の確認
 - ⑥ 測量・調査・設計業務の検査資料確認

(3) 事業促進PPPの業務内容(案)

2) 地元及び関係行政機関等との協議等

地元協議及び関係行政機関等との協議にあたっては、調査職員の指示・指導に基づき行うものとする。

- ① 測量・調査・設計業務等の立入に関する地元説明
- ② 測量・調査・設計業務等に関する地元との調整・協議
- ③ 関係行政機関等との調整・協議等

(3) 事業促進PPPの業務内容(案)

3) 事業監理等

- ① 全体事業計画に関する基本方針案の検討
- ② 事業計画案の検討
- ③ 事業計画案の進捗状況管理
- ④ 事業期間の短縮に関する検討
- ⑤ 事業のコスト縮減に関する検討
- ⑥ 用地取得計画の検討及び用地進捗管理
- ⑦ 工事計画の検討
- ⑧ 事業に関する情報公開、広報の企画及び実施
- ⑨ その他事業の推進に関すること

(4) 再委託

- 1) 監理業務受注者は、主たる業務である「監理業務の内容」について再委託することはできない。
- 2) 監理業務受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。
- 3) 監理業務受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

(5) 監理業務受注者の責任

監理業務者が、善良な管理者の注意を怠り、本業務の本旨に従った履行をしなかったことで、物的損害、人的被害、工事遅延等が発生した場合は、監理業務受注者は責任を負う。

① 債務不履行の内容

- [1] 発注者又は調査職員の指示・承諾に基づかない測量・調査・設計業務等受注者への権限行使により損害が生じた場合。
- [2] 監理業務者の故意又は過失により、測量・調査・設計業務等に損害が生じた場合。
- [3] 監理業務者の責による履行遅滞により測量・調査・設計業務等の履行に支障が生じた場合。

② 責任における措置

- [1] 債務不履行による損害賠償が生じた場合は、監理業務受注者に請求する。
- [2] 地方支分部局所掌の業務委託契約に関わる指名停止等の処置要領に準じる。

(1) 受注者の選定方法

1) 契約方式

プロポーザル方式（簡易公募型）を予定

- 初めての試みであり、官民とも経験したことのない業務
- 実施方針、業務の効率化等について幅広く提案を求めることが不可欠
- 被災地の1日も早い復興のため、迅速に手続きを進める必要がある
- 担当工区の決定手順については、入札説明書に明記

2) 契約年数

2カ年（H24年度～H25年度）を予定